

## 成田市コンプライアンス条例を施行

# 信頼される市政を 目指して

市では、昨年相次いで発生した市職員による収賄事件への強い反省を踏まえ、法令順守を推進し、透明な市政を確立するため、今年3月に「成田市コンプライアンス条例」を制定しました。7月1日に施行されたこの条例の内容をお知らせします。



### 条例制定の目的

「成田市コンプライアンス条例」は、職員がその職務において、法令と倫理を守るための環境と体制をつくること、また市民の皆さんに信頼される透明な市政を確立することを目的に制定されました。

### 条例の概要

この条例では、職員の自覚を促すための倫理原則を明確にするほか、市職員などや市民からの「公益通報」や行政の透明性や公正性を保持するための「働きかけ行為」の取り扱いに関して定めています。

### 公益通報とは

市の職員、市の委託事業者やその従業員などが、その職務において、重大な法令違反や人の生命・財産などを害するような行為を行ったとき、または行おうとした場合に「成田市コンプライアンス審査会」または「成田市コンプラ

イアンス委員会」に対して通報することです。

公益通報は、市職員などのほか、広く情報を収集する必要から、市民の皆さんからの通報も受け付けます。

### 働きかけ行為とは

市の職員に対し、職務に関することで正当な理由なく特定の個人や団体に有利な取り扱いを求めたり、法令などに根拠がないことや違反することを行うよう求めたりするなど、職員の公正または正当な職務の遂行を妨げることを働きかける行為です。

### 成田市コンプライアンス審査会

公益通報と働きかけ行為に関する調査・審査を行う第三者機関として、弁護士、司法書士、警察OBの有識者3人で構成する「成田市コンプライアンス審査会」を設置して、公平性と中立性を確保しています。

審査会の委員は次の通りです（敬称略・50音順）。任期は、2年間（平成24年7月1日～平成26年6月30日）です。

- 石井滋(司法書士)
- 高橋照雄(警察OB)
- 安川秀穂(弁護士)

また、市内の委員会として副市長、教育長、各部長などで構成す

る「成田市コンプライアンス委員会」を設置し、公益通報と働きかけ行為の調査、不正な行為の防止対策、働きかけ行為への組織的な対応などを行います。

### 公益通報の窓口

通報できる窓口は次の通りです。  
外部窓口(成田市コンプライアンス審査会)

○安川秀穂弁護士…〒260・0013 千葉市中央区中央3・15・3 朝日プラザマンション4階 双葉法律事務所 FAX043・227・7060 Eメール futaba-yasukawa@mbr.nifty.com

内部窓口(成田市コンプライアンス委員会)

○総務課(市役所4階)…〒286・8585 花崎町760 成田市コンプライアンス委員会事務局 ☎24・1616 Eメール hotline@city.narita.chiba.jp

※条例に関する資料は、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所、各公民館などにあります。条例の詳細は、総務課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/sonu/std0026.html>)で閲覧してください。くわしくはコンプライアンス委員会事務局へ。

# 条例 Q&A

**Q** 「公益通報」の対象となるのはどんなことですか？

**A** 市政運営において重大な法令違反がある場合や、人の生命、財産、生活環境に重大な損害を与える恐れのある場合、または不正な行為があると考えられる場合が対象となります。市民の皆さんが、「おかしい」あるいは「不正な行為につながるのでは」と感じたときには、通報をお願いします。

ただし、次のような場合は公益通報の対象にはなりません。

- 職員の態度が悪い、服装が派手だ…その職員の所属長が対応します
- 要望を出しているがなかなかやってもらえない、対応が遅い、要望しても回答がない、市の制度に不満がある…市民の皆さんからの意見や要望などは、市民相談室や「市長への手紙」で受け付けています
- 既に市の関係部署などで検討されている問題…市の施策について重要な問題があるとの理由で、既に関係部署で検討されている、または議会に報告されている事案や、訴訟などに発展している問題は、公益通報の対象とはなりません

**Q** 「公益通報」はどのようにして行えばよいのでしょうか

**A** 外部機関である「成田市コンプライアンス審査会」の公益通報窓口や「成田市コンプライアンス委員会」の通報窓口へ所定の様式（市総務課ホームページ参照）により、直接通報してください。通報は、電子メール、郵送でも受け付けます（審査会の公益通報窓口はFAXも可）。

**Q** 匿名では、「公益通報」はできないのですか？

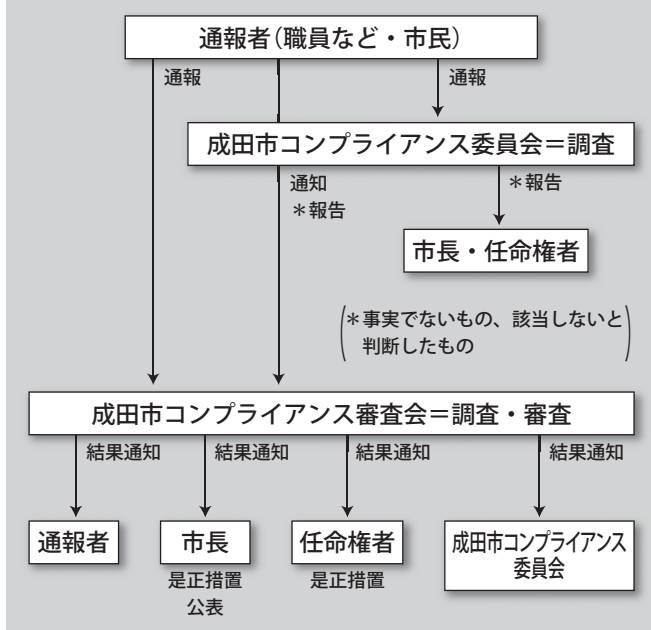
**A** 誹謗中傷や他人に損害を与えるための恣意的な通報を防止するため、実名での通報をお願いします。通報者の情報は厳重に保護されます。通報の根拠を示すことができず公正な調査が可能な場合には、匿名での通報も受理します。

**Q** 市に対して要望があるのですが、「働きかけ行為」として扱われるのではないかと心配です。

**A** 市役所には、さまざまな市政に対する要望などが寄せられます。そのほとんどは、定められたルールの中で行われているもので、コンプライアンス条例にある「働きかけ行為」には当てはまりませんので、安心して相談してください。「働きかけ行為」というのは、正当な理由がないにも関わらず、特定の個人や団体に有利な取り扱いを求めるなどの、一部の行為です。不明な点は、成田市コンプライアンス委員会事務局（総務課）に問い合わせてください。

## 成田市コンプライアンス条例における基本的な流れ

### ◆公益通報



### ◆働きかけ行為

